

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年3月15日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600261号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600085号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社B支店に平成11年9月30日まで勤務し、翌日の同年10月1日に同社の子会社であるC社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得したが、A社における被保険者資格の喪失年月日が同年9月30日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。

請求期間も継続して当該支店に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、平成11年10月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における元代表取締役2人のうち1人を含む複数の元取締役及び請求者が記憶する複数の同僚の回答から、請求者は請求期間において同社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社の元経理担当者は、同社において平成11年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日にC社において被保険者資格を取得してい

る請求者を含む5人について、同年9月分の厚生年金保険料を給与から控除していたと思う旨回答しているところ、当該被保険者記録となっている同僚のうち1人は、請求期間も継続して給与から保険料が控除されていた旨回答している上、前述の元代表取締役とは別の元代表取締役及び複数の元取締役は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社において請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成11年8月のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の閉鎖登記簿謄本により、請求者は請求期間において同社の取締役役に就任していることが確認できる。

しかしながら、前述の請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたと回答した元代表取締役及び元経理担当者は、A社に関する経理事務及び社会保険事務は同社の本社で行っていた旨述べている上、前述の複数の元取締役及び請求期間も継続して保険料が控除されていたとする同僚は、請求者は請求期間において同社における社会保険業務に携わっていなかった旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を平成11年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600280号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600086号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年7月10日の標準賞与額を38万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月10日

育児休業期間中であつた請求期間について、A社から支払われた賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社を合併したB社から提出された請求者に係る賞与台帳並びにC銀行から提出された請求者に係る「取引明細表(預金)」(以下「賞与台帳等」という。)により、請求者は平成18年7月10日にA社から38万4,020円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、D社会保険事務所(当時)は、平成18年3月23日に請求者に係る健康保険厚生年金保険育児休業取得者申出書を受理しており、事業主は請求者について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成18年3月16日から同年9月30日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であつて、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳等で確認で

きる賞与額から、38万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600277号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600031号

第1 結論

昭和50年8月から昭和51年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年8月から昭和51年1月まで

私は、A県の会社を退職し、B県C町(現在は、D市)の実家に戻って来た後に、父親の助言で昭和50年8月頃国民健康保険と国民年金に加入した。どのように国民年金の加入手続をしたかを覚えていないが、毎月1,000円から1,500円程度の国民年金保険料を、請求期間当時国民年金に加入していた母親の分と一緒にE納税組合の集金人に納付したことを記憶している。請求期間について、同居していた母親の国民年金保険料は納付済みであるのに私の納付記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月30日にC町に払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者に係るC町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和52年4月1日であることが確認できる上、請求者が所持する年金手帳の国民年金に係る「はじめて被保険者となった日」欄は、昭和52年4月1日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料をC町のE納税組合の集金人に納付したと主張していることからD市に対して請求期間当時の同町における国民年金の取扱いについて照会を行ったところ、同市は、「請求期間当時の納税組合に係る資料は無く、E納税組合にも確認したが請求期間当時の資料は無いとのことであった。」旨回答している上、請求者が前述のE納税組合の集金人であったとして名前を挙げた者と考えられる者は、オンライン記録によれば既に亡くなっていることから、請求期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて氏名検索を行っても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。